

## 1 生活保護とは

私たちは、生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が亡くなったりして生活に困ることがあります。

生活保護は、そのようなときに自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる手をつくしても、なお生活ができない場合に、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づいて最低限度の生活を保障するとともに、ご自身の力で生活ができるよう支援することを目的とした制度で、生活保護法(以下「法」という。)に基づいて行われます。

## 2 生活保護の決め方

生活保護は原則として、世帯(暮しを共にしている家族)を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、最低生活費の額より収入の方が少ない場合についてのみ、その不足する額を保護費として支給するしくみとなっています。

### 〈最低生活費〉

最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費等を合わせたものです。

### 〈収入〉

働いて得た収入、年金、手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

#### ●保護が受けられる場合

(収入が最低生活費に満たないとき)

最低生活費	
収入	保護費

#### ●保護が受けられない場合

(収入が最低生活費を上回るとき)

最低生活費	
収入	

### 3 生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。

生活扶助	衣食や光熱水費など、日常生活に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用
住宅扶助	家賃、地代または住宅の修理費などの費用
医療扶助	病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用
介護扶助	介護に必要な費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	就職するために必要な費用、高等学校等で就学するための費用
葬祭扶助	葬儀に必要な費用

### 4 生活保護を受けるまでの手続き

**相談**

生活保護のことをお聞きになりたい方は、お住まいの地域の民生委員、福祉事務所にご相談ください。



**申請**

福祉事務所で申請手続きをしてください。



**調査**

申請されると、福祉事務所の担当員(ケースワーカー)が、法に基づいて様々なことを調査します。

調査する主な内容は、

- ・ 現在の生活状況(収入、資産等)、世帯員の健康状態、親族の状況
- ・ 今までの生活歴、その他生活保護の決定に必要な事項

そのほか、必要に応じて官公署、金融機関、保険会社などに照会します。



**決定**

調査結果をもとに、国が定めている基準により保護が必要かどうか、また、必要な程度のものか、福祉事務所長が判断し、申請日から14日以内(遅くとも30日以内)に決定します。



**通知**

- ・ 保護が受けられる場合 … 保護開始決定通知書を交付します。
  - ・ 保護が受けられない場合 … 保護申請却下通知書を交付します。
- ※ 保護決定処分の内容に不服がある場合は、県知事に対して審査請求を行うことができます。

## 5 生活保護を受けるに当たって

生活保護を受けることは国民の権利であると同時に、最低生活の保障であることから、いろいろな「義務」や「制約」があり、次のことが必要になります。

### 〈資産の活用〉

預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず生活のために活用してください。

※ 資産の保有は、一定の条件を満たせば認められる場合があるので、お問合せください。

### 〈能力の活用〉

働ける能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。病気や障害、その他の理由で働けない場合は、その問題解決を優先します。

### 〈他の制度の活用〉

社会保障制度(国民年金、厚生年金、児童手当、児童扶養手当など)を活用してください。

### ※ 扶養義務者の援助

扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。親、子ども、兄弟姉妹などの親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。